

岩手県議会事務局公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月24日

岩手県議会議長 五日市 王

岩手県議会事務局公文書管理規程の一部を改正する訓令

岩手県議会事務局公文書管理規程（令和4年岩手県議会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保存期間の延長)</p> <p>第47条 文書管理者は、次の各号に掲げるファイル等については、当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該ファイル等の保存期間及び保存期間の満了する日を延長しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）第10条の規定に基づく開示請求があったもの</u> <u>同条例第16条の規定による通知の日の翌日から起算して1年間</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(保存期間の延長)</p> <p>第47条 文書管理者は、次の各号に掲げるファイル等については、当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該ファイル等の保存期間及び保存期間の満了する日を延長しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>岩手県議会個人情報の保護等に関する条例（令和4年岩手県条例第63号）第19条又は第50条の規定に基づく開示請求があったもの</u> <u>同条例第25条（同条例第52条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による通知の日の翌日から起算して1年間</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
- 個人情報の保護等に関する条例（令和4年岩手県条例第49号）附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例附則第2項の規定による廃止前の個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）に規定する個人情報の開示に係る公文書の管理に関する条例（令和4年岩手県条例第20号）第5条第5項に規定するファイル等の保存期間及び保存期間の満了する日の延長については、なお従前の例による。